

苫小牧市宿泊税システム整備費 補助金の手引き

受付期間

令和8年9月15日（火）から令和9年1月29日（金）まで

提出方法

郵送又は窓口へ持参

申請先

〒053-8722

苫小牧市旭町4丁目5番6号

財政部税務室市民税課（2階31番窓口）

目 次

- 1 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・P1
- 2 補助対象事業・・・・・・・・・・・・・・P2
- 3 申請の流れ・・・・・・・・・・・・・・P3
- 4 申請にあたって・・・・・・・・・・・・・・P4
- 5 よくあるご質問
 - ① 補助対象事業者について・・・・・・・・P5
 - ② 補助対象経費について・・・・・・・・P5－6
 - ③ 交付申請について・・・・・・・・・・P6
 - ④ その他・・・・・・・・・・・・・・P7

1 制度の概要

この補助金は、宿泊事業者の皆様が苫小牧市宿泊税の導入に伴い必要となるレジシステムの構築や改修に要した費用、ハードウェア・ソフトウェアの購入等に係る費用の一部を補助することを目的としています。



対象者

補助金の、給付対象となるのは次の要件を満たした宿泊事業者の方となります。

- ◇ 市内の宿泊施設で事業を営んでいること
- ◇ 苫小牧市税を滞納していないこと
- ◇ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っていないこと
- ◇ 役員等が暴力団等と関わりがないこと
- ◇ 補助事業の実施に関し、各種法令に違反していないこと

など…



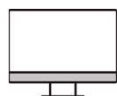
補助金額

この補助金の上限額は、1施設当たり **50万円** となります。

【！注意！】

- この補助金は、概算払いはできません。
- 千円未満の端数は切り捨てとなります。
- この補助金の交付決定前に発注・購入・契約した物品等に係る経費は補助金の対象とはなりません。
- 国、地方公共団体等が交付するほかの補助金等の交付対象となった経費はこの補助金の対象とはなりません。

2 補助対象事業



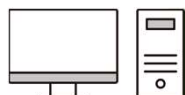
対象となる経費

苫小牧市の宿泊税導入に伴い、財務システムやレジシステムに「宿泊税」の集計機能を追加したり、領収書に「宿泊税」の項目を加えるといったような対応が必要となる場合があります。このようなシステムの構築や改修、ハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費がこの補助金の対象となります。

【次のような経費が対象となります】

- レジシステムの構築・改修
- ソフトウェアの購入
- PC、タブレット、プリンタ、スキャナ及びそれらの複合機の購入
- POSレジ、モバイルPOSレジの購入

など…

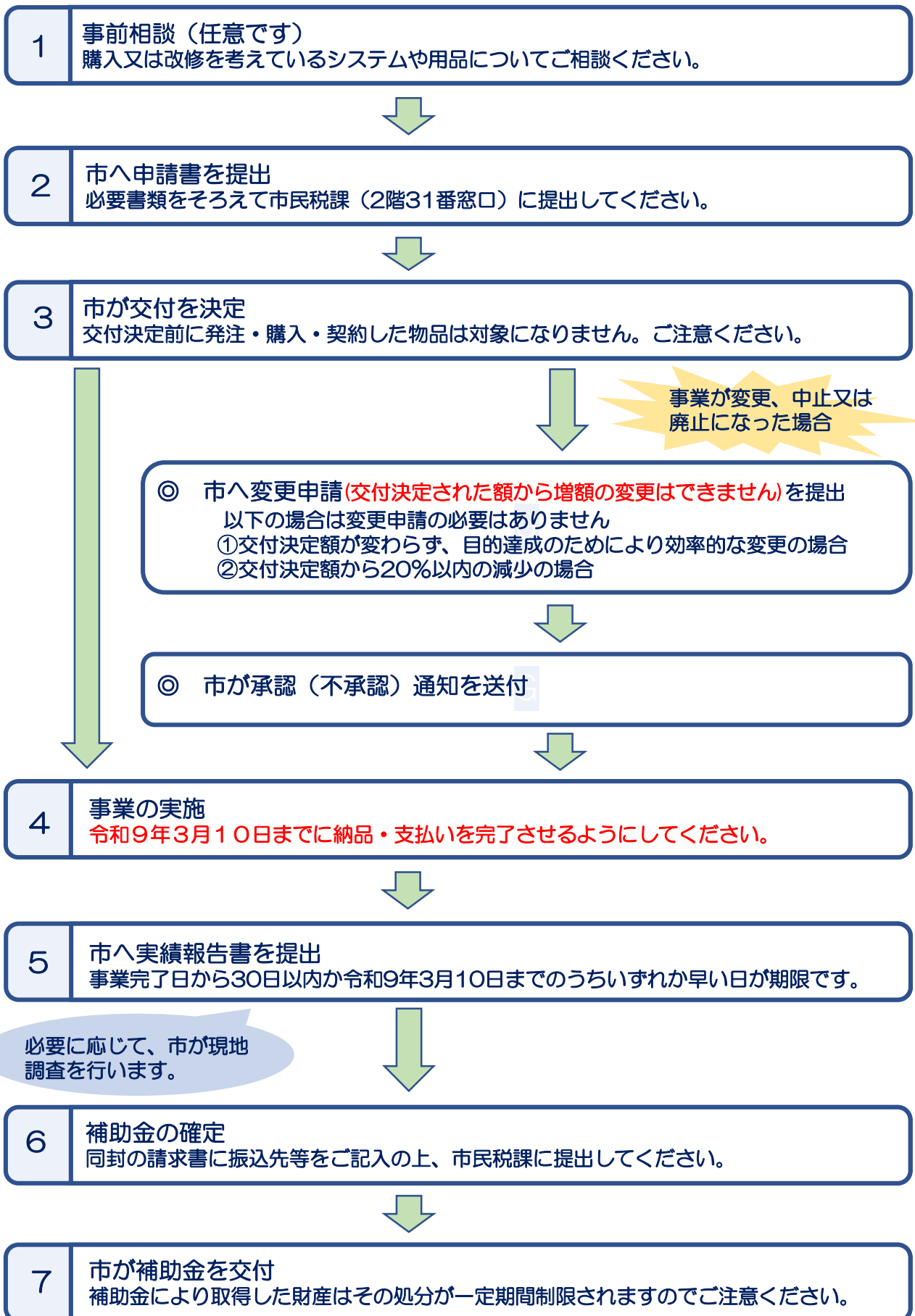


対象とならない経費

次の経費は対象とならないのでご注意ください。

- ◇ 用途、単価、規模等の確認が不可能なもの
- ◇ 契約書、発注書、納品書、領収書、振込明細書等の帳票類が不備なもの
- ◇ 支払が補助対象者以外の名義で行われるもの
- ◇ リース、レンタル契約のソフトウェアやハードウェアに要する経費
- ◇ クラウド型システムの月額料金等、通信費（インターネット回線・プロバイダー料金等）
- ◇ 消費税及び地方消費税相当分
- ◇ 振込手数料

3 申請の流れ



4 申請にあたって



提出書類

この補助金の、申請、変更申請、実績報告の際には次の書類が必要となります。

提出時期	書類名	様式
申請	交付申請書	様式第 1 号
	旅館業法営業許可証(写)/住宅宿泊事業法第 13 条の標識(写)	—
	システム・物品の見積(写)	—
変更申請	補助金計画変更等申請書	様式第 5 号
	変更するシステム・物品の見積書 (写)	—
実績報告	補助金事業実績報告書	様式第 8 号
	システム・物品の領収書等	—
	補助金請求書	様式第 10 号
財産の処分	財産処分申請書	様式第 13 号

※ 様式は、市のホームページからダウンロードができます。
その他、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。



注意事項

補助金の、申請を行うにあたり次の点にご注意ください。

- ◇ 申請を郵送で行う場合、簡易書留か一般書留、レターパックプラス（ご自身で郵送物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認がされるもの）をご利用ください。
- ◇ 交付の決定をする前に支払った経費については、原則補助金の対象となりません。
- ◇ 交付決定された金額が、補助金の上限額となります。物品に係る経費が交付決定後に増額となった場合であっても、補助金の増額はできません。
- ◇ 交付決定の後に申請の内容を変更する場合は、変更申請が必要となります。
この場合も、補助金額の増額はできませんのでご注意ください。
- ◇ 令和 9 年 3 月 10 日までに事業が完了しない場合は、補助金の交付決定が取り消しとなります。
- ◇ この他にご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

5 よくあるご質問

◎ 補助対象事業者について

本社が苫小牧市内にない場合も対象となりますか？

本社が苫小牧市外であっても、苫小牧市内の宿泊施設で事業を営んでいれば対象となります。

◎ 補助対象経費について

クレジットカード決済により購入した物品は補助対象になりますか？

クレジットカードによる支払いは、申請者名義、会社名義又は代表者名義での支払いに限り補助対象となります。

通信販売で購入した物品でも補助対象となりますか？

また、送料や振込手数料は補助対象経費に含まれますか？

通信販売で購入した物品も補助対象となり、送料も補助対象経費に含まれます。ただし、振込手数料は対象経費とはなりませんのでご注意ください。

ポイントやクーポン等を使用して購入した物品は補助対象になりますか？

ポイントやクーポン等により支払いをした部分を除外した金額が、補助対象額となります。

宿泊税の導入に合わせて既存システムの改修を考えていますが、宿泊税以外の機能も一部追加する予定です。このような場合、補助金は対象となりますか？

宿泊税徴収のために必要な改修に係る経費のみ対象となります。
見積書、領収書等の関係資料は、改修内容ごとの内訳をご用意ください。

消費税及び地方消費税の割り戻し方法を教えてください。

【税込み価格12万円の場合】

$120,000円 \div 1.1 = 109,090円$

※小数点以下は切り捨ててください。

補助対象経費から除外されるものを教えてください。

以下の経費は除外されます。

- ・紙の領収書やパンフレットの作成に要する経費
- ・既存のハードウェアの撤去、移設又は廃棄に要する経費
- ・事業主以外（個人）又はオークションから購入した物品
- ・消費税
- ・中古で購入した物品
- ・プリンタ、パスポートスキャナ
- ・プリンタトナー、インクカートリッジ等の消耗品
- ・リース契約により使用している物品に係る使用料・賃借料 など…

判断に迷う場合は、事前に市民税課にお問い合わせください

◎ 交付申請について

提出はメールやFAXでも可能でしょうか？

提出は、市民税課税制課窓口（2階31番窓口）まで直接提出いただくか、郵送（令和9年1月29日付消印有効）でご提出ください。

複数の施設を運営していますが、申請はまとめて行えますか？

まとめた申請はできませんので、1施設ごとの申請をお願いします。なお、複数施設で同じシステムを利用している場合は、事前にご相談ください。

市税を滞納していないことが条件になっていますが、納税証明書の提出は必要でしょうか？

本市において市税の滞納の有無を確認いたしますので、納税証明書の添付は必要ありません。（申請にあたり市税の納付状況等について、苫小牧市が調査することに同意していただくことになります。）

◎ その他

どのような場合に変更申請が必要となりますか？
交付決定金額を変えることはできますか？

パソコンからタブレットに変更する等購入する品目を変更する場合や、システムの仕様を変更する場合等に必要となります。

交付決定額の変更については、減額申請のみ認められますのでご注意ください。

なお、交付決定金額を変えずに、補助目的の達成により効果的と認められる変更や、交付決定金額から20%以内の変更であって型式や購入先の変更といった軽微な変更である場合は、変更申請の必要はありません。

実績報告はいつまでに完了する必要がありますか？

実績報告は、事業完了後30日以内又は令和9年3月10日までのいずれか早い日に提出してください。

なお、令和9年3月10日までに、システム改修、物品の納品を完了し、それぞれの支払いが終わっていない場合は、補助対象とはなりませんのでご注意ください。

システム改修と物品の購入を申請していましたが、先に物品が納入され、支払いも完了しました。物品に係る経費だけ実績報告を提出することはできますか？

申請したすべての項目の支払いが完了した後に、まとめて報告してください。

補助金の申請を行い、実績報告も済ませ交付金も受領しましたが、上限額まで達していません。

他にも購入を検討している物品があるので再度申請することはできますか？

申請回数は1施設につき、1回のみとなります。

補助金をシステムの改修・構築又は物品の代金の支払い前に受け取ることは可能でしょうか？

補助金は代金の支払い後に実績報告を提出いただき、審査後に支払わせていただきます。ただし、概算払いはできませんのでご了承ください。

補助金は課税対象となりますか？

補助金は課税の対象となります。
詳細は税務署へお尋ねください。

消費税は補助の対象となりますか？

補助対象となるシステムや物品を購入する際に支払う消費税は仕入税額控除の対象とすることができるため、消費税も含めた額で補助金を受領した場合、重複した交付となってしまう返還していただく必要があります。

このため、本補助金では消費税を補助の対象経費から除外しています。